平成２９年（フ）第９９号
香川県さぬき市志度1409番地１　ラフルール306
債務者　川西　浩文
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１号
長崎県大村市杭出津２丁目1425番地
債務者　松崎　健吾
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇482番地の１　ゆうゆうクラブ201号
債務者　今井真由美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第３１号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇819番地の９　佐藤アパート１号
債務者　足立久留美（旧姓畑本）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第９８号
長野市大字柳原1272番地４
債務者　西澤　秀聖
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10―19　仁愛会病院407号室、住民票上の住所鹿児島県南九州市川辺町野崎4853番地
債務者　栫木　　修
1　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８５号
北海道苫小牧市元中野町３丁目１番17号　プリムローズヒル204
債務者　三上　晃一
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第８７号
北海道苫小牧市栄町１丁目５番11号
債務者　松尾　恭博
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３２８号
宮城県岩沼市館下１丁目３番17―302号、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字西河原24番地80
債務者　奥山　潤一
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４４７号
仙台市太白区西中田６丁目１番３―403号、従前の住所仙台市泉区向陽台４丁目11番３号
債務者　岩淵　知行
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
秋田県由利本荘市鶴沼126番地２　泉荘たんぽぽ
債務者　佐藤　　毅
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第４３号
福島県いわき市小名浜大原字曲淵111番地の２　ブレイブラン103
債務者　菊地　政紀
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第５６号
茨城県つくば市中根440番地
債務者　小神野喜弘
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第５７号
茨城県つくば市中根440番地
債務者　小神野ミヤ子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
茨城県つくば市中根440番地
債務者　小神野正幸
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５号
栃木県宇都宮市緑３丁目28番５号
債務者　國井　教正
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７号
群馬県桐生市菱町３丁目1160―11、住民票上の住所群馬県桐生市永楽町２番４号
債務者　山口　明夫
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部